

○指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準

(平成十二年二月十日)

(厚生省告示第十九号)

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準

- 一 指定居宅サービスに要する費用の額は、別表指定居宅サービス介護給付費単位数表により算定するものとする。
- 二 指定居宅サービスに要する費用(別表中短期入所療養介護に係る緊急時施設療養費(特定治療に係るものに限る。))及び特別療養費並びに特定診療費として算定される費用を除く。)の額は、別に厚生労働大臣が定める一単位の単価に別表に定める単位数を乗じて算定するものとする。
- 三 前二号の規定により指定居宅サービスに要する費用の額を算定した場合において、その額に一円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算するものとする。
(平一二厚告四八九・平二〇厚労告二六二・一部改正)

別表

(平 27 厚労告 74・全改、平 27 厚労告 103・平 28 厚労告 139・平 29 厚労告 60・平 30 厚労告 78・平 30 厚労告 180・平 31 厚労告 101・令 3 厚労告 73・令 4 厚労告 128・令 4 厚労告 161・令 5 厚労告 125・令 5 厚労告 167・令 6 厚労告 86・一部改正)

指定居宅サービス介護給付費単位数表

2 訪問入浴介護費

イ 訪問入浴介護費 1,266 単位

注

- 1 利用者に対して、指定訪問入浴介護事業所(指定居宅サービス基準第 45 条第 1 項に規定する指定訪問入浴介護事業所をいう。以下同じ。)の看護職員(看護師又は准看護師をいう。以下同じ。)1 人及び介護職員 2 人が、指定訪問入浴介護(指定居宅サービス基準第 44 条に規定する指定訪問入浴介護をいう。以下同じ。)を行った場合に算定する。
- 2 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数の 100 分の 1 に相当する単位数を所定単位数から減算する。
- 3 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、業務継続計画未策定減算として、所定単位数の 100 分の 1 に相当する単位数を所定単位数から減算する。
- 4 利用者に対して、入浴により当該利用者の身体の状態等に支障を生ずるおそれがないと認められる場合に、その主治の医師の意見を確認した上で、指定訪問入浴介護事業所の介護職員 3 人が指定訪問入浴介護を行った場合は、所定単位数の 100 分の 95 に相当する単位数を算定する。
- 5 訪問時の利用者の心身の状況等から全身入浴が困難な場合であって、当該利用者の希望により清しき又は部分浴(洗髪、陰部、足部等の洗浄をいう。)を実施したときは、所定

単位数の 100 分の 90 に相当する単位数を算定する。

6 指定訪問入浴介護事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは指定訪問入浴介護事業所と同一の建物(以下この注において「同一敷地内建物等」という。)に居住する利用者(指定訪問入浴介護事業所における 1 月当たりの利用者が同一敷地内建物等に 50 人以上居住する建物に居住する利用者を除く。)又は指定訪問入浴介護事業所における 1 月当たりの利用者が同一の建物に 20 人以上居住する建物(同一敷地内建物等を除く。)に居住する利用者に対して、指定訪問入浴介護を行った場合は、1 回につき所定単位数の 100 分の 90 に相当する単位数を算定し、指定訪問入浴介護事業所における 1 月当たりの利用者が同一敷地内建物等に 50 人以上居住する建物に居住する利用者に対して、指定訪問入浴介護を行った場合は、1 回につき所定単位数の 100 分の 85 に相当する単位数を算定する。

7 別に厚生労働大臣が定める地域に所在し、かつ、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定訪問入浴介護事業所の訪問入浴介護従業者(指定居宅サービス基準第 45 条第 1 項に規定する訪問入浴介護従業者をいう。以下同じ。)が指定訪問入浴介護を行った場合は、特別地域訪問入浴介護加算として、1 回につき所定単位数の 100 分の 15 に相当する単位数を所定単位数に加算する。

8 別に厚生労働大臣が定める地域に所在し、かつ、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定訪問入浴介護事業所の訪問入浴介護従業者が指定訪問入浴介護を行った場合は、1 回につき所定単位数の 100 分の 10 に相当する単位数を所定単位数に加算する。

9 指定訪問入浴介護事業所の訪問入浴介護従業者が、別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域(指定居宅サービス基準第 53 条第 5 号に規定する通常の事業の実施地域をいう。)を越えて、指定訪問入浴介護を行った場合は、1 回につき所定単位数の 100 分の 5 に相当する単位数を所定単位数に加算する。

10 利用者が短期入所生活介護、短期入所療養介護若しくは特定施設入居者生活介護又は小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護若しくは複合型サービスを受けている間は、訪問入浴介護費は、算定しない。

ロ 初回加算 200 単位

注 指定訪問入浴介護事業所において、新規利用者の居宅を訪問し、指定訪問入浴介護の利用に関する調整を行った上で、利用者に対して、初回の指定訪問入浴介護を行った場合は、1 月につき所定単位数を加算する。

ハ 認知症専門ケア加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用

する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定訪問入浴介護事業所において、別に厚生労働大臣が定める者に対して専門的な認知症ケアを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) 3単位

(2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) 4単位

ニ 看取り連携体制加算 64単位

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定訪問入浴介護事業所において、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者について看取り期におけるサービス提供を行った場合は、看取り連携体制加算として、死亡日及び死亡日以前30日以下について1回につき所定単位数を加算する。

ホ サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定訪問入浴介護事業所が、利用者に対し、指定訪問入浴介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1回につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) 44単位

(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) 36単位

(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) 12単位

ヘ 介護職員等処遇改善加算

注

1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定訪問入浴介護事業所が、利用者に対し、指定訪問入浴介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ) イからホまでにより算定した単位数の1000分の100に相当する単位数

(2) 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ) イからホまでにより算定した単位数の1000分の94に相当する単位数

(3) 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) イからホまでにより算定した単位数の1000分の79に相当する単位数

(4) 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) イからホまでにより算定した単位数の 1000 分の 63 に相当する単位数

2 令和 7 年 3 月 31 日までの間、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定訪問入浴介護事業所(注 1 の加算を算定しているものを除く。)が、利用者に対し、指定訪問入浴介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合には、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(1) イからホまでにより算定した単位数の 1000 分の 89 に相当する単位数

(2) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(2) イからホまでにより算定した単位数の 1000 分の 84 に相当する単位数

(3) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(3) イからホまでにより算定した単位数の 1000 分の 83 に相当する単位数

(4) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(4) イからホまでにより算定した単位数の 1000 分の 78 に相当する単位数

(5) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(5) イからホまでにより算定した単位数の 1000 分の 73 に相当する単位数

(6) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(6) イからホまでにより算定した単位数の 1000 分の 67 に相当する単位数

(7) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(7) イからホまでにより算定した単位数の 1000 分の 65 に相当する単位数

(8) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(8) イからホまでにより算定した単位数の 1000 分の 68 に相当する単位数

(9) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(9) イからホまでにより算定した単位数の 1000 分の 59 に相当する単位数

(10) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(10) イからホまでにより算定した単位数の 1000 分の 54 に相当する単位数

(11) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(11) イからホまでにより算定した単位数の 1000 分の 52 に相当する単位数

(12) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(12) イからホまでにより算定した単位数の 1000 分の 48 に相当する単位数

(13) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(13) イからホまでにより算定した単位数の 1000 分の 44 に相当する単位数

(14) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(14) イからホまでにより算定した単位数の 1000 分

の 33 に相当する単位数